〜男女がともに活躍する社会の実現を目指して〜 男女共同参画の基本編

Q. "男女共同参画社会"ってなんだろう?

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、 性別にかかわりなく、男女がその個性と能力を十分に発揮する ことができる社会 (男女共同参画社会基本法、1999年6月公布・施行、前文)

男女が互いの人権を

尊重する

男女が性別による差別的取扱い を受けず、個人として能力を発揮 する機会が確保されます。

男女がともに責任を 分かち合う

○家庭: 家事や子育てを分担することで、信頼関係を築けます。 ○職場: 仕事の成果や能力が適正 に評価され、仕事と生活を両立で きる環境が整えられます。

男女が個性と能力を十分に 発揮できる

〇学校:自由な考えを持ち、進路の選択ができるようになります。 〇地域:一人ひとりが地域のことを大切に思い、助け合いの精神が根付きます。

A. 一人ひとりがイキイキと活躍できる社会!

千葉県では、男女がともに認め合い、 支え合い、元気な千葉の実現を目指 しています!

